別記様式第一(第一条関係)(令二国交令九八・一部改正)

裁決申請力

裁決申請者 住 所

氏名

手方住所

相

氏名

による協議が成立しないから、左記により裁決を申請します。第二十八条第二項、第三十五条第三項及び第五十一条第五項の規定第七条第九項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第一項及び第五十一条第四項の規定による損失の補償について、同第一項及び第五十一条第四項の規定による損失の補償について、同項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十五条項においび地域づくりに関する法律第七条第八項(第三十四条第二

記

損失の事実

損失の補償の見積及びその内容

協議の経過

月日

年

裁決申請者 住 所

氏 名

収用委員会御中

備考。以月季真会統

び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及一 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、住所及

びその代表者の氏名を記載すること。

る。 二 裁決申請者が二人以上の場合は、連名で申請することができ

記載すること。 これでは、発生の場所及び時期をあわせて三 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて